

各学年 保護者 様

東京都立府中工業高等学校

校長 古川 直浩

(公印省略)

多子世帯における都立学校授業料等支援制度のご案内

【所得制限等により就学支援金の対象とならない世帯対象】

日頃より教育活動にご協力いただきありがとうございます。

本制度は今年度より設立されました。

対象となる世帯は、所得制限等により就学支援金の対象外かつ23歳未満の扶養する子が3人以上いる世帯で、申請後認定されると授業料が半額になります。

申請方法等は下記をご参照ください。

記

1. 対象生徒

保護者の扶養する 2 3 歳未満の子が 3 人以上いる世帯のうち、所得要件を除けば就学支援金の受給資格を得られる生徒です。在学期間超過等の理由により就学支援金の資格がない方は、対象外となります。

2. 対象世帯の確認方法

ア 保護者等の扶養する 2 3 歳未満の子等の確認方法

健康保険証 → 扶養関係を確認

国民健康保険 → 扶養はしているものの被保険者の記載が申請者である保護者等ではない

等で確認が不可能な場合は、扶養親族等状況届の「2 扶養申立書」欄の記載内容により確認

イ 保護者（親権者）の所得制限の確認

(就学支援金不認定の世帯)

保護者（親権者）のマイナンバーを提出されているので、所得に関する書類の提出は必要ありません。別途 3 の必要書類を提出してください。

(就学支援金不申請意向確認書を提出している世帯、または申請をしていない世帯)

保護者全員分の「都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額」を合算した額が、50 万 7 千円以上であること＝就学支援金の対象とならないことを確認してください。

確認の上、就学支援金の対象である場合は、就学支援金の申請を改めてしてください。

3 必要な書類

ア 「授業料通信教育受講料減免申請書」

イ 「扶養親族等状況届」

ウ 「健康保険証（写）」→23歳未満の扶養している子について提出
国民健康保険証等の方は、「扶養親族等状況届の2扶養申立書」の記載により確認する。

扶養していない兄弟姉妹についての書類は不要です。扶養していない場合は、「扶養親族等状況届」への記載も不要です。

記載方法については、記入例をご参照ください。

エ 市民税・都民税・課税（非課税）証明書（**保護者全員分**）平成31年度（30年中所得）
就学支援金不申請の方について課税額の確認が必要のため
（就学支援金申請時にマイナンバーを提出済の方は不要です）

オ 4・5・6月分の授業料納入通知書（自宅に届いたものを返却）

4 提出期限 5月8日（金）

コロナ感染予防措置による休校が変更になった場合は
別途 当校のホームページにてご案内いたします。

5 提出先 都立府中工業高等学校 経営企画室

6 減免対象月 申請をされた月から対象となります。遡っての減額にはならないので
ご注意ください。

今回に限っては、コロナ感染予防措置による休校により提出日が5月になると考えられますが、申請日は4月付でご記入願います。

*郵送を希望される場合は、個人情報を含むため簡易書留でご郵送ください。

☆ご 注 意☆

本制度の申請をされる方は、4月中に発送される授業料納入通知書等がご自宅に届きましたら、授業料の振込をせずに、納入通知書も必要書類と一緒にご返却ください。
口座振替を設定されている方で、引落がされてしまった場合は、認定後に還付となりますのでご了承ください。

お問合せ先 都立府中工業高等学校 経営企画室 担当 石田
TEL 042-362-7237